

インターンシップ実施レポート

はじめに

1. 防衛省・自衛隊の任務及び我が国の防衛政策
2. 陸上自衛隊座間駐屯地見学
3. UNMISS における自衛隊及び政策補佐の活動

実習を終えて

はじめに

私は、2016年9月12日（月）～9月16日（金）の一週間にわたり、防衛省インターンシップに参加し、我が国が直面している安全保障課題と防衛省の取組みという研究課題に取り組んだ。私は将来の進路として国家公務員を志望しており、特に安全保障に携わることが希望しているため、防衛省の業務に対する具体的なイメージをつかみ、大学院で学んでいる理論が実務へどのように適用されているかという点について理解を深めることを目的として、本インターンシップに参加した。実習として、内部部局の職員の方々からのブリーフィング、他のインターン生とのグループワーク、陸上自衛隊座間駐屯地・在日米陸軍キャンプ座間の見学を行った。ブリーフィングやグループワークを通して、アジア・太平洋地域におけるパワーバランスの変化、平時でも有事でもないグレーゾーンにおける事態の増加・長期化、国際テロの脅威の拡大、宇宙空間・サイバー空間の安定的利用における課題など、我が国や国際社会が直面する安全保障上の課題や脅威に対して、防衛省が果たすべき役割や防衛力のあり方について多角的な検討を行った。グループワークの際には、専門知識にとらわれず自由な発想で考えると同時に、論理的整合性を追求することに留意した。グループごとの発表の後には、職員の方々からアドバイス及びフィードバックをいただいたことで、欠けていた視点に気づくことができた。部隊見学では、中央即応集団の副司令官による講話から自衛隊の活動の詳細について学び、米軍関係者との対話を通して、日米同盟のあり方や米国以外の国との関係強化等、様々な側面から日本の安全保障政策についての考察を行った。我が国の安全保障を担う防衛省・自衛隊は、行政組織としての側面と実力組織としての側面を併せ持つが、内部部局の職員の方々からのブリーフィングや部隊見学によって、事務系職員及び自衛官によって構成される防衛省という組織を両側面から捉えることができ、非常に意義深い実習となった。以下では、数多くのインターンシッププログラムの中で最も印象に残ったブリーフィング及び部隊見学の概要についてまとめ、防衛省・自衛隊が抱える課題について言及する。

1. 防衛省・自衛隊の任務及び我が国の防衛政策

防衛省・自衛隊は自衛官・事務官を併せた約25万人以上の巨大組織であり、自衛隊という場合、陸海空自衛隊等の実力組織としての側面を指すのに対し、防衛省という場合、各自

衛隊の管理や防衛政策を立案するような行政組織の側面を捉えている。総合職事務系は、主に内部部局、統合幕僚監部、防衛装備庁において勤務し、政策立案、予算案・法律案作成、対外説明に従事する。また、政策・制度面で防衛大臣の補佐を行う。一方、幹部自衛官は軍事作戦の立案、部隊指揮を主に担当し、軍事面で防衛大臣を補佐する。このように総合職事務系と幹部自衛官は異なる任務に従事しながら、相互補完的に国防という重要な役割を担っている。

防衛省・自衛隊の仕事の三つの特徴として、成長性、国際性、多彩性・一貫性の三点が挙げられる。以下では、それぞれの特徴に関連した現状及び課題について述べる。第一の成長性に関して、近年のより厳しさを増している我が国周辺の安全保障環境を受けて、防衛省の活動は拡大し続けている。冷戦下の国際社会において、ソ連という大きな脅威が存在したものの、自衛隊の大規模運用は行われることはなかった。しかし、冷戦の終結を境にして日本の防衛政策は転換点を迎える。1991年の湾岸戦争を契機として、国際社会における金銭的貢献にとどまらず人的貢献の必要性が認識されるようになった結果、1992年に国際平和協力法が成立した。これによって、停戦合意、受け入れ同意、中立、撤収、必要最小限の武器使用を内容とする5原則の下で、自衛隊が平和維持活動のために海外へ派遣されるようになった。さらに、国際社会における日本の人的貢献を支えるための枠組みとして、1997年に日米防衛協力のための指針が策定された。1978年に作成された日米ガイドラインは、「侵略を未然に防止するための態勢（核抑止と有事来援）」、「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等（安保条約第5条に対応する「日本有事」）」、「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米協力（安保条約6条に対応する「極東有事」）」の三項を規定していたが、「極東有事」の日米協力については、憲法上の制約から日本は消極的な姿勢をとってきた。我が国では「武力行使の一体化」という議論があり、本来武力の行使にあたらぬ後方支援であっても、他国の武力行使と一体化するような形で行われる場合には、他国の武力行使と同視され、武力行使を禁止する憲法に違反すると考えられてきた。したがって、日本が安全保障上の利害をもつ極東地域における米軍の行動に対しても、どのような後方支援ができるかは個別具体的に判断するほかなく、定型化して提示することはできないとしてきた。このような制約を打開すべく、新たに制定されたガイドライン及びそれに対応する国内法である周辺事態安全確保法では、「後方地域」及び「周辺事態」という新たな概念が導入された。「後方地域」とは、「我が国領域並びに現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて、戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空」を指し、そのような後方地域における自衛隊の後方支援は武力行使の一体化に該当しないと解釈されるようになった。また、「周辺事態」とは「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」と定義され、日本の領域外における米軍への協力に関する規定が定められた。その後、米国において同時多発テロが発生した2001年には、日本の人的貢献は二度目の転換点を迎えた。本件を受けてテロ対策特別措置法が制定され、国連憲章の目的に合致する諸外国の軍隊に対する自衛隊の協力支援活動等の「対応措置」が可能となった。この法律では新たに「非戦闘地域」という概念が導入され、「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」において、相手国の同意を得て、外国の領域

内で後方支援ができるようになった。アフガニスタンの事態に関して、自衛隊は実際にインド洋の英領ディエゴガルシア島で活動を行った。また 2003 年には、イラク戦争後の現地における安全確保支援活動及び人道復興支援を行うために、イラク特別措置法が制定された。国際平和協力法においては、自衛隊の武器の使用は厳しく制限され、正当防衛や緊急避難にあたる場合に、自己保存のための自然権的権利としての武器の使用に限って容認されていた。したがって、自らが攻撃を受けない限り、他国要員や避難民が襲われた場合であっても、武器を使用して保護することはできなかった。イラク特別措置法においては、武器使用の要件を若干緩和し、「自己又は自己と共に現地に所在する我が国要員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命または身体の防衛をするための必要最小限の武器使用」という規定が盛り込まれ、不測の攻撃を受けて自衛官と共通の危険にさらされ、独自の対処によって自己の安全を確保することが困難である避難民や他国要員の保護が可能となった。しかし、このような改正の下でも依然として「任務遂行のための武器の使用」は認められておらず、自衛官の生命・身体に対する危険がない場合に、他国の軍隊の要員の下に駆けつけて武器を使用する、いわゆる「駆けつけ警護」は認められないという課題が残っていた。また、同じく 2003 年には武力事態対処法をはじめとする有事関連三法が成立し、我が国に対する直接の武力攻撃のような事態に対処するための法的枠組みが初めて整備された。換言すれば、それ以前は有事に対する法体系が存在しておらず、仮に我が国に対する武力攻撃が発生した場合であっても、自衛隊は法的根拠に基づく対応策をもっていなかったことを意味する。そして、2015 年には平和安全法制が成立し、あらゆる事態に切れ目なく対応することが可能となった。平和安全法制は、①自衛隊法の改正、②周辺事態安全確保法の改正（重要影響事態安全確保法の成立）、③船舶検査活動法の改正、④国際平和協力法の改正、⑤事態対処法の改正、⑥国家安全保障会議法の改正を主な内容とする。これらにより新たに可能となった事項として、在外邦人の救出、米軍等の武器等の防護、警戒監視等の新たな場面における米軍支援、国連 PKO での業務拡充、重要影響事態での他国軍支援、国際社会のための船舶検査、国際社会のための他国軍支援、日本の存立を脅かす他国への攻撃に対する武力行使などが挙げられる。また、平和安全法制の整備と並行して、日米間で 1997 年のガイドラインの見直しが行われた。新ガイドラインは、以下の三点を特徴とする。第一に、我が国の平和・安全を確保するために、両国の協力を充実・拡充することを共通認識として盛り込んだ点が挙げられる。第二に、地域・グローバルの平和と安全のための協力や第三国との協力を明記し、宇宙・サイバー空間等の新たな戦略的領域における協力の在り方についても定められたことが重要である。これは同盟の協力の拡がりへの対応を反映したものである。そして第三の特徴は、協力の実効性を確保するための仕組みとして、「切れ目のない」、「政府全体にわたる」同盟メカニズム、共同計画の策定、装備・技術や情報等の分野における協力の基盤となる取組みが明記された点である。

このように、自衛隊の活動はその時々々の安全保障環境の変化に応じて拡大してきた。また、自衛隊の任務は国際活動に限られず、1995 年の阪神淡路大震災や 2011 年の東日本大震災における人道支援活動への貢献によって、自衛隊は大規模災害への対応にもプレゼンスを示すようになった。

第二の国際性に関しては、グローバルな安全保障協力の推進が挙げられる。米国は日本の唯一の同盟国であり、日本の安全保障政策における重要性は揺らぎないものであるが、日本

はアジア太平洋地域における協力を多層的に推進している。この背景には、より複雑化する安全保障環境においては、一国のみで様々な課題に対応することが困難であることや、近年の軍事力の役割の多様化を受け、平和構築や信頼醸成の推進のために、国際社会とのより緊密な連携が求められていることが挙げられる。オーストラリア、韓国、インド、欧州諸国との共同訓練や、ASEAN 諸国に対する支援、自衛隊の海外派遣等、戦略的な観点から他国との関係強化が行われている。最近の事例では、2016年10月中旬から11月上旬にかけて、初の日英共同訓練が航空自衛隊三沢基地で行われた。これは近年、急速に発展している日本とイギリスの防衛協力を反映している。また、2016年11月には、日本と韓国との間で防衛機密の共有を可能にする軍事情報包括保護協定（GSOMIA）が署名・締結された。ミサイル発射や核実験を繰り返す北朝鮮に関する情報を迅速に共有することで、対応の精度を高めることが期待される。共通の脅威の存在にも関わらず、国民感情が障害となって防衛協力が進んでいなかったが、本協定は両国の協力をより一層推進するための一歩として重要な意義を有する。その他に、防衛協力の観点から注目されている取り組みとして、防衛装備品の海外移転がある。拡大する防衛装備行政へ効果的に対応するために、2015年10月、装備取得に関連する部門を集約・統合して、**防衛装備庁**が設置された。近年、日本とインドは共同訓練や海上自衛隊・インド海軍間の交流を行っており、協力関係の強化の一環として2013年より、日本からインドへの救難飛行艇 US-2 の移転が検討されている。このような日印間の協力は、両国の戦略的関係の強化、防衛生産、技術基盤の維持強化等の観点から意義深いものであるといえる。装備品の移転は、二国間の戦略的関係にどのように生きるか、防衛省にとってのメリットは何か、日本の安全保障にどのようにつながるかといった観点から検討することが必要とされる。

第三の**多彩色性・一貫性**とは、防衛省・自衛隊という巨大組織の中で、我が国の平和や安全を守るという目的が共有されていることを意味する。防衛省は、主に人事や省内事務の総合調整、広報、会計を担当する大臣官房、防衛計画の大綱や他国との防衛交流、情報の収集分析に関する業務を実施する防衛政策局、自衛隊部隊の編制・装備等に携わる装備計画局、自衛官等の人事・福利厚生給与制度・教育等を担当する人事教育局、防衛省・自衛隊の政策や自衛隊の活動に対する理解及び協力を得るための施策を実施する地方協力局、実際の部隊運用に関する業務を行う統合幕僚本部、国際軍事情勢等に関する情報を作成する情報本部、装備品に係る政策を一元的に実施する防衛装備庁から構成されている。このように防衛省・自衛隊の業務は多岐にわたる一方で、日本の安全や平和を守るべく、各部署間の連携を深めつつ日々業務を行っている。

以上が防衛省・自衛隊の任務及び防衛政策の概要である。我が国の安全保障行政は過去20年の間に大きな成長を遂げたが、依然として課題を抱えているといえる。我が国は、核実験及び弾道ミサイルの発射を断行する北朝鮮、拡張路線を走るロシア、不透明な軍事力の増強を行う中国に囲まれた厳しい安全保障環境におかれ、有事の場合のみならず、いわゆるグレーゾーンにも対応できるような防衛政策が必要とされている。新たな脅威に対応した防衛省・自衛隊の業務の拡大は我が国の安全を高める一方で、国民からの理解が得られているとは言い難い面がある。昨年の安全保障関連法案に関する議論からも推察されるように、安全保障政策に対する国民の認識は一枚岩ではない。今後安全保障行政を拡大していく中で、憲法改正も視野に入れて国民レベルでの議論を尽くしていかなければならない。我が国自身

の安全を守るための防衛省・自衛隊の業務を拡大する際には、なぜそのような措置が必要であるのか、また、どのようなリスクが伴うのかを国民に説明し、理解を求める必要がある。また、PKO活動等の国際貢献についても、外国の平和と安定の確保が、我が国にとってどのような意義を有するかが周知されていないように思う。防衛省は、国民に対してその政策や自衛隊の活動について理解及び協力を求めるための施策を強化していく必要がある。

また、防衛協力の推進に関しては、防衛装備品の共同生産が不可欠であると考えられる。共同開発した装備品の共同管理や継続的なライセンス契約によって、他国との防衛協力が形として残り、他国とのパートナーシップの強化が可能になるためである。2014年には安倍内閣の下で、従来の武器移転三原則を改め、**防衛装備移転三原則**が制定された。防衛装備移転三原則は、①紛争当事国や国際条約違反国への輸出禁止、②輸出を認める場合を限定し、審査及び情報公開を実施、③目的外使用や第三国への移転がないように適正管理を行うことを定めている。新三原則によって、装備品の共同開発のための法的基盤が整備された。しかし、装備品の開発を担う防衛産業の備えが十分でないという問題が残っている。現在、日本における防衛産業は民間企業の一部門でしかなく、依然として残る軍事品に対する抵抗の強さやノウハウの蓄積がないことから、産業界は装備品の開発に対して消極的な姿勢にとどまっている。民生利用と軍事利用の双方が可能である製品を dual-use と呼び、一例としてドローンが挙げられる。日本企業がすでに有している技術を軍事に転用することは可能であるため、今後の防衛産業の発展は、技術力よりもむしろ産業界における意識によるものが大きいと考えられる。企業の安全保障に対する関心や知識を深め、装備品の開発を促進するために、政府としても何らかの取り組みが必要だろう。

今後の日本の安全保障は官民が共同して担うものであると考える。産業界のみならず、各国の安全保障を研究するシンクタンク同士の交流が政府間の防衛協力を後押しし、または主導することで、二国間の関係が強化されることもある。このような動きは、ダブルトラックと呼ばれ、今後の安全保障のあり方に対する示唆を与えるものである。

2. 陸上自衛隊座間駐屯地・米軍キャンプ座間見学

インターンシッププログラムの一貫として、陸上自衛隊座間駐屯地の中央即応集団司令部及び米軍キャンプ座間の見学を行った。中央即応集団とは、自衛隊の任務の多様化に対応するために平成19年3月に創設された部隊であり、司令部、第一空挺団、第一ヘリコプター団、中央即応連隊、特殊作戦群、中央特殊武器防護隊、隊特殊武器衛生隊、国際活動教育隊により編成されている。中央即応集団はこれらの各種専門機能を有する部隊を一元的に管理・運用し、国内において事態が発生した場合、フォースプロバイダーとして各方面隊に対して必要な部隊を提供する。一方、国際任務の際において中央即応集団は、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、各方面隊及び海空自衛隊と総合的な調整を実施するとともに、防衛大臣の命令によってフォースユーザーとして派遣部隊を指揮する。総合職事務系が携わるのは主に予算や法律等の観点から政策を立案することであるが、合理的な政策立案のためには第一線部隊がどのように動いているのかを理解することが求められる。今回、自衛官の訓練施設の見学および副司令官による講和を通して、普段イメージを捉えることが難しかった現場の雰囲気を感じ取ることができ、有意義なものとなった。

米軍キャンプ座間の見学では、米軍関係者との談話を行った。以下では、その一部について記述する。アメリカは日本の唯一の同盟国である一方、アメリカは日本のみならず韓国やオーストラリアをはじめとする複数の国と同盟関係を結んでいる。この点において、日米の *alliance* という語に対する認識が異なるという。日本には、2015年9月現在計 52,060 人の米軍が駐留しており、2,445 人の陸軍、22,108 人の海軍、11,819 人の空軍、15,688 名の海兵隊から構成されている。陸軍は全体のわずか 5 パーセントにすぎず、経験値や技術力によって人数の少なさを補完している。米軍は日本全域に駐留しているが、世界情勢の変化に応じて組織改編や再配備が必要であると考えている。米軍は我が国の自衛隊の実力を高く評価しており、自らがより多くの兵力を投入するよりも、むしろ自衛隊の拡大を望んでいるという。良好な日米関係の維持及び抑止力としての米軍のプレゼンスの維持に関しては、日本国内からの米軍の駐在に対する反対が懸案となる。

日本と米国は 1960 年の日米安全保障条約以来、60 年以上にわたって同盟関係を維持してきた。米国は日本を防衛する義務がある一方で、日本は米国を防衛する義務を負わないという点で日米安全保障条約は片務的な条約であるといわれることがある。しかし、日米安保は日本のみならず、米国にとっても利益となるものである。日本と米国は民主主義や基本的人権の尊重、法の支配や市場経済といった基本的な価値観を共有しており、アジアの経済大国である日本は、米国が信頼をおく同盟国である。そして、沖縄をはじめとする米軍基地は、アジア太平洋地域における米国のプレゼンスを維持する上で不可欠であり、米軍の日本への駐在は日本のみを利するものではない。「国家には真の友人はいない、あるのは利害だけである。」という言葉は、長年にわたって継続してきた日米同盟が両国の国益にかなうものであることを示している。

米軍キャンプ座間を訪問した時期が米国における大統領選挙期間と重なっていたため、トランプ氏が大統領に当選した場合に予測される安全保障面での日米関係の変化が話題に上った。対立候補であるクリントン氏が、従来通り日米同盟を重視する姿勢であるのに対し、トランプ氏は駐留米軍の負担増額を要求しており、日本が応じない場合の在日米軍撤退にも言及した。米軍関係者の間では、在日米軍の撤退は現実的ではなく、選挙期間中のキャンペーンとしてそのような発言をしたものであると捉えられているようであった。しかし、トランプ氏が現実に大統領に当選した今、日本の安全保障政策は新たな転換点を迎えているといえる。日本の安全保障は、日本国憲法、日米安全保障条約、国連憲章の三つの枠組みに支えられているが、国内では憲法改正に関する議論の機運が高まっており、今回の大統領選挙の結果を受け、日米同盟の位置づけの見直しも必要となりそうである。日本にとって、米国は唯一の同盟国であることは揺らぎのない事実である一方で、米国のパワーの低下は否定できない。日本政府は、自国の安全保障を米国頼みにすることはできないとの認識をもって、米国以外の諸外国との共同訓練や防衛装備品の共同開発等を通して、戦略的パートナーシップの強化をさらに推進する必要があると考える。

3. UNMISS における自衛隊及び政策補佐の活動

今回のインターンシップでは、実際に南スーダンに派遣されていた自衛官及び総合職事務系の職員の方からお話を伺うことができ、PKO の活動やその意義、今後の PKO 政策に

ついて考える良い機会となった。2014年より、新たな試みとして入省3年目の総合職職員の部隊勤務制度が導入され、事務系職員は企画調整専門官として陸海空軍のいずれかに配属され、民事及び渉外業務全般の企画調整に関する補佐等に従事することとなった。本制度は、内部部局職員が自衛隊の現状及び部隊等の活動に対する認識を深めることによって、内部部局職員と自衛官との相互補完的な関係を強化することを意図するものである。国内の部隊に加え、政策補佐として約6か月間、国際平和維持活動に従事する部隊において勤務する選択肢も用意されている。以下では、南スーダンにおける自衛隊及び政策補佐の活動の概要について述べ、我が国のPKO活動のあり方について考える。

スーダンでは、1978年以来、20年以上にわたって南北対立が継続してきたが、2005年に南北包括的和平合意（CPA）が成立し、和平プロセスが開始された。2011年7月に南スーダンが独立し、国連は安保理決議1996号及び2155号に基づき、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）を設置した。本ミッションは、文民保護、人権状況の監視及び調査、人道支援実施の環境作り、和平合意の支援を任務とし、軍事部門約17,000名、警察部門約1,300名によって運営されている。2011年11月に、我が国は司令部要員4名を派遣し、ジュバのUNMISS司令部においてUNMISSの活動に関する兵站、情報、施設、航空運用に関する企画及び調整等を実施した。また、2012年1月から約350名で構成される施設衛隊を派遣し、国連施設内外の補修や道路整備等を実施している。2013年12月に政府側と反政府側との間で武力衝突が発生して以降、UNMISSは国造りから文民保護に活動の重点を変更した。2015年8月、政府側と反政府側は衝突の解決に関する合意文書に署名し、翌年4月には国民統一暫定政府が設立されたものの、同年7月上旬に政府側と元政府側との間に衝突が発生によって、首都ジュバの治安情勢が一時悪化した。2016年12月中旬には現在派遣中の陸上自衛隊第7師団（北海道札幌市）を主力とする第10次隊が任期を終え、新たに「駆けつけ警護」の任務を付与された陸上自衛隊第9師団（青森市）を主力に編成する第11次隊に引き継がれる。自衛隊は、現地では朝に6時起床し、7時半から17時まで課業を行い、18時から自由時間を過ごした後、22時に就寝するという生活を送る。活動の具体例としてはジュバ市内外の道路補修、国連施設のゲート構築、ナイル川取水点構築等のほか、現地の人々に対する職業訓練や孤児院訪問等が挙げられ、施設活動に加え人的交流も積極的に行っている。

総合職事務系職員は、政策補佐として防衛省本省とPKOの現場とをつなぐ重要な役割を担っている。政策補佐は、南スーダンで活動する施設部隊の一員として現場へ赴き、日本隊指揮官への政策的アドバイス、法令上の実施可否等の法的アドバイス、現場部隊の情報収集支援、東京における広報活動の支援、国連・国際機関等の調整支援、大使館・JICA等との連携といった活動を主として行う。政策補佐は、現地の動向やニーズを把握し、業務の実施計画の策定に貢献するとともに、現地での国連との交渉によって、自衛隊がPKO活動を全うできるように我が国の立場を強化する役割も担う。政策補佐の具体的な活動の例として、施設作業の視察や、UNMISS司令部での会議へ参加、UNMISS高官への活動報告、自衛官の通訳支援、ラジオ等での自衛隊の活動の紹介等が挙げられる。政策補佐は、総合職事務系職員として法令や予算等の観点から政策立案を行うが、現場で政策を実行する自衛官はリスクを伴う。したがって、自衛官やその家族に対してPKO活動の意義を説明し、理解を得た上で活動を行っていくことが、成果を上げることにつながる。

では、我が国が PKO 活動に参加する意義とは何か。自衛隊による PKO 活動は、国際社会の責任ある一員として、主要国と協調して UNMISS の下で得意分野である施設作業等に従事し、南スーダンの平和と安定に寄与に大きく貢献している。また、外国の平和と安定は我が国の安全保障にも影響を及ぼすと考えられるため、グローバルな安全保障環境の改善は我が国の課題でもある。貧困や紛争に苦しむアフリカは世界の矛盾が凝縮された地であり、国際社会全体で取り組んで行かなければならない問題である。このような観点から、我が国の PKO 活動は大きな意義を有するものであるといえる。また PKO 活動は、戦略的な重要性を有している。第一に、PKO 活動は国連外交の強化という側面を有しており、人的貢献によって国際社会における我が国の発言力を高めることにつながる。第二に、PKO の現場での協力によって信頼を築くことで、将来的な戦略的パートナーを作ることが期待できる。国際社会の平和と安全のために、諸外国との外交・安全保障協力の強化は今後不可欠であると考えられる。そして第三に、PKO 活動は海外派遣への対応能力の維持・強化という観点からも重要である。自衛隊の運用経験の蓄積や人材育成、活動拠点の維持・整備は一朝一夕で行えるものではなく、計画的に行うことが求められる。自衛隊は現在、主に施設活動に従事しているが、その職務は限定的であるといえる。将来的には医療や汎用ヘリコプターによる輸送・監視等の非戦闘分野での活躍が期待されているとともに、国連本部や司令部等の国際組織への要員派遣を強化すべきであると考えられる。高位ポストに就くためには、海外における活動経験の蓄積が必要となるため、今後も得意分野を中心とした付加価値の高い部隊派遣を続け、諸外国に自衛隊の能力を示すことで、将来的に活動の選択肢を増やすことにつながると考えられる。

現在、自衛隊が派遣されている国連 PKO ミッションは UNMISS のみであり、我が国の軍事・警察要員の派遣状況は、2016 年現在第 55 位に位置する。上位 5 か国は、エチオピア、インド、パキスタン、バングラデシュ、ルワンダであり、途上国や新興国が中心的な役割を担っているといえる。他の G7 諸国の派遣状況をみると、米国 74 位、ドイツ 44 位、英国 53 位、フランス 33 位、イタリア 25 位、カナダ 67 位と、先進諸国の一般的な傾向として、PKO ミッションに派遣している要員数は多くないことがわかる。したがって、先進諸国は、高度な能力を要する部隊及び PKO ミッション司令部への要員派遣、装備の供与、他国の PKO 要員の訓練等に力を入れており、量よりも質でプレゼンスを示す傾向があるといえる。今後の PKO 活動における我が国の課題は、より影響力の強いポストへの就任によって国際社会におけるプレゼンスを向上させることであるといえる。そのためには、経験の蓄積や人材育成が不可欠である。

実習を終えて

防衛省インターンシップの内容には、様々な安全保障のテーマに関するブリーフィングや、政策シミュレーション等のグループワークが組み込まれており、多角的に防衛省・自衛隊の業務について検討することができた。一週間の実習で得られた成果は、今後の研究及び実務においても有益なものであると考えている。第一の成果として、職員の方からのブリーフィングを通して、防衛省・自衛隊の組織運営についての理解が深まったことが挙げられる。防衛省は、行政組織である内部部局及び実力組織としての自衛隊から構成されている点で

他の省庁とは異なり、実習前は両組織の役割分担や統括についての具体的なイメージがとらえにくいと感じることがあった。総合職事務系は、政策立案、予算案・法律案作成、対外説明に従事し、政策・制度面で防衛大臣の補佐を行う一方で、幹部自衛官は軍事作戦の立案、部隊指揮を主に担当し、軍事面で防衛大臣を補佐する。総合職事務系と幹部自衛官はこのように異なる任務に従事しつつ、両者が相互補完的に職務を遂行できるように、幹部自衛官の本省における勤務や、総合職事務系職員の部隊勤務といった制度が設けられていることがわかった。第二に、グループディスカッションや政策シミュレーション等のグループワークを通して、実際に職員の方が日々取り組んでいる課題について考え、政策立案のプロセスを学ぶことができた。安全保障政策を考えるにあたっては、現在の法律や与えられた予算から何ができるかを考え、そして国際情勢を客観的に分析し、必要とされる施策を考えることが求められる。その際には現場で活動する自衛隊の運用に関する理解が必要とされるため、実習中に複数の自衛官からお話を伺う機会が得られたことは非常に有意義であった。第三の成果として、安全保障政策の背景にある考え方や戦略についての理解が深まった点が挙げられる。防衛省の業務には自衛隊の運用や装備品の調達等の軍事的側面のみならず、周辺国との関係強化に向けた取り組みや PKO 活動等の安全保障を軸にした外交的側面がある。PKO 活動は世界の平和や安全に資するのみならず、長期的に我が国の国益にかなうものであると考えられる。これらの活動は、他国との戦略的パートナーシップの構築や、海外での活動経験の蓄積、活動拠点の維持・整備、国連外交の強化等が意図されており、日本の安全保障や国際社会におけるプレゼンスを向上させることにつながる。実習を通して、防衛省・自衛隊が行っている業務の背景にある国際情勢や戦略を考慮しながら、今後の課題について分析することができた。

今回のインターンシップを通して、様々な部署の事務官や自衛官の方々から安全保障に携わる日々の仕事内容について直接お話を伺うことができ、防衛省の業務に対するイメージが鮮明になった。また、職員の方々から防衛省の業務の基盤となっている理念や方針について伺い、防衛省・自衛隊という組織の特性及び他の省庁との差異について考えることができ、将来の進路選択の参考になった。安全保障環境の変化に伴う防衛省の業務の拡大や、宇宙空間やサイバー空間といった新たな領域における安全保障政策を充実させていく必要性など、組織の成長性が職員間で共有されており、強い責任感を持って自らが最前線に立ち、安全保障に携わる防衛省の業務を魅力に感じた。防衛省の業務に対する理解が深まると同時に、命の危険が伴う責任の重さを痛感する一方で、我が国の安全と平和を守るという共通の目的に向かって、それぞれの携わる業務に真摯に向き合う職員の方々の姿勢に共感を覚えた。一週間の実習を通して得られた知見を基に、今後も国際情勢や我が国の安全保障政策を注視していきたい。